

7月6日から

住民基本台帳法が変わりました

引越後も住基カードの継続利用が可能になりました

引越しをしても住民基本台帳カード(住基カード)が継続して使えるようになりました。

これまででは、市外へ引越し(転出)する場合、一度住基カードを返納し、引越し先の市町村で新たに申請し交付を受ける必要がありました。法改正により引越し先の市町村に転入時に住基カードを持参し手続きをすれば、今まで持っているカードを継続して使用できるようになりました。(公的認証など付加機能は除く。)

外国人の方にも住民票が作成されるようになりました

在留期間が3か月を超える中长期在留者及び特別永住者等の皆様を対象として、日本人と同じように外国人の方々にも住民票が作成されるようになりました。

日本人と外国人とで構成される世帯も世帯全員が記載された住民票の写しが交付されます。なお、今後は外国人の方も市外へ転出する場合は転出届けをしていたくことになりました。転出証明書がないと転入の手続きはできません。在留カード・特別永住者証明書も必要です。

新しい証明書が発行されます

外国人には外国人登録証明書の代わりに在留カードか特別永住者証明書が交付されます。現在使っている外国人登録証明書は、在留カードや特別永住者証明書とみなされ、一定期間はそのまま使えます。みなされる期間は下記を参照してください。

●外国人登録証明書が各カードとみなされる有効期限

対象者		外国人登録証明書が各カードとみなされる有効期限	申請場所 交付場所
在留カード	3か月を超えない範囲に在留する外国人の方	永住者の方(16歳以上)	2015(平成27)年7月8日まで
		永住者の方(16歳未満)	2015(平成27)年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
		それ以外の在留資格の方(16歳以上)	在留期間の満了日
		それ以外の在留資格の方(16歳未満)	在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特別永住者証明書	特別永住者の方	16歳以上の方	外国人登録証明書の次回確認(切替)申請期間の初日(誕生日まで) (次回確認(切替)申請期間が2015(平成27)年7月8日までの方は7月8日当日まで)
		16歳未満の方	16歳の誕生日

※永住者の在留資格を持つ外国人の方は、左記有効期限までに入国管理局で「在留カード」の交付申請を忘れずに行ってください。
※みなされる有効期限は、現在お持ちの外国人登録証明書に記載されている「次回確認(切替)申請期間」よりも短い場合がありますのでご注意ください。

●問い合わせ先

在留カードについては、地方入国管理局(東京入国管理局宇都宮出張所)
☎028(600)7750へ、特別永住者証明書については市役所市民課
☎(40)5557へお問い合わせください。